

令和6年10月23日

決算特別委員会(第2分科会) 資料

1 地域公共交通の市町村ごとの独自施策の状況

ページ
1

地域振興部

地域公共交通の市町村ごとの独自施策の状況について

1. 調査方法

県内の各市町村に対し、令和6年10月1日時点で実施されている地域公共交通にかかる独自施策を対象に調査を実施

2. 主な独自施策について ※回答のあった全施策については別添参照

回答のあった独自施策は、概ね以下の5つのパターンに整理される

(1) 高齢者、障がい者等を対象とした施策（13市町村 28事業）

・ 江津市タクシー利用助成事業【別添1-15】

概要	高齢者及び運転免許証自主返納者等を対象に、移動支援と公共交通機関の利用促進のため、タクシー利用券を交付
対象・要件	・ 75歳以上の者 ・ 運転免許証の自主返納をした者、又は有効期限切れにより免許の効力を失った者
内容等	1枚500円の利用助成券4枚つづり1セット（額面2,000円分）を1,000円で販売

・ 川本町介護タクシー利用助成事業【別添1-22】

概要	入退院及び通院等のため、リフト付きタクシー又はストレッチャー付きタクシーを利用する高齢者又は重度障がい者を対象に、タクシー利用料を助成
対象・要件	・ 高齢、身体の障がい等で外出することが困難である在宅の要介護認定者 等
内容等	介護タクシー利用料の1/2（年度内上限30千円）を助成

(2) 妊産婦を対象とした施策（1市町村 1事業）

・ 津和野町妊産婦通院サポート事業【別添2-1】

概要	町内で安心して子供を産み育てるための支援策として、妊産婦が通院手段としてタクシーを利用した場合の料金の一部を助成
対象・要件	・ 津和野町内に住所を有する妊産婦 ・ 母子健康手帳の交付を受けてから出産した子の1歳の誕生日の前日までの間
内容等	タクシー利用券（1枚上限18,000円）を8枚交付

(3) 運転免許返納者等を対象とした施策 (10 市町村 12 事業)

・ 奥出雲町高齢者運転免許自主返納支援事業【別添 3-4】

概要	運転免許を自主返納された方で、申請時に満 65 歳以上の方を対象に、利用券を交付
対象・要件	・ 運転免許を自主返納された方で、申請時に満 65 歳以上の方
内容等	1 回につき 20,000 円分の利用券を交付 (自主返納してから 5 年を経過するまでの 5 回に限る)

(4) 生活交通の確保に向けた施策 (6 市町村 10 事業)

・ 浜田市コミュニティワゴン運送支援事業【別添 4-1】

概要	交通空白地有償運送や自治会等による無償運送を実施する NPO 法人や自治会等を支援
対象・要件	・ NPO 法人や自治会等 ・ 車両の維持管理に係る費用 ・ 運転手の講習受講に要する経費
内容等	交通空白地有償運送 上限 350 千円 自治会等無償運送 上限 250 千円

(5) バス停の整備に対する施策 (1 市町村 1 事業)

・ 松江市バス停下屋等整備事業【別添 5-1】

概要	バス停下屋又はベンチを設置し、または修繕する町内会、自治会を支援
対象・要件	・ 町内会、自治会
内容等	上屋又はベンチの整備費の 2/3 の額又は 50 万円のいずれか低い額

地域公共交通に係る市町村の独自施策（令和6年10月1日時点）

1. 高齢者、障がい者等を対象とした施策

番号	市町村名	事業名	概要	対象者	内容・金額など
1	松江市	松江市移送タクシー事業	医療施設等への通院等が難しい在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を支給し、タクシーを利用するときの料金の一部を助成するもの	次の条件をすべて満たす者 (1) 松江市に住所を有し在宅であること (2) 65歳以上の高齢者であって介護保険の要介護認定において要介護1以上と認定されていること (3) 利用申込に係る年度（利用申込が4月または5月の場合にあっては、前年度）の市町村民税が世帯全員非課税であること (4) 車椅子、歩行補助用具等を利用し、外出時に付き添いが必要であること (5) タクシーで通院等を行っていること又は行う予定であること ※松江市タクシー利用料助成事業との併用不可	1枚あたり500円のタクシー利用券を1月あたり6枚支給するもの。（利用期限は1年間とし、1回の乗車につき、何枚でも使用可能）
2	松江市	松江市タクシー利用料助成事業	重度身体障がい者、重度知的障がい者及び重度精神障がい者に対する、通院等のためのタクシー利用料金を一部助成するもの	次の条件をすべて満たす者 (1) 松江市に住所を有し在宅であること (2) 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、または精神障害者保健福祉手帳1級 (3) 通院等のための交通手段がタクシーのみであること 【利用目的の特例】 次の条件をすべて満たす者は利用目的を定めない利用券を交付することができる。 (1)心身の障害があることによる自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない (2)障がい者等優待ICOCA制度を利用していない	【配布数】 1月あたり6枚交付、1枚あたり500円助成 （利用期限は1年間とし、1回の乗車につき1枚のみ利用可能） ※人工透析中の方は通院回数に応じて追加交付あり 【利用目的を定めない利用券について】 ○配布数 年度あたり最大12枚交付、すでに交付している同数の利用券に変えて交付する。 （1回の乗車につき1枚のみ利用可能）
3	松江市	松江市高齢者バス割引乗車事業	高齢者の外出支援と社会参加の促進を図ることを目的として、高齢者（満70歳以上の松江市民）の松江市内の路線バスにかかる乗車運賃を割引するもの	満70歳以上の松江市民	市内路線バス運賃から100円割引
4	松江市	障がい者バス優待事業	障がい者の外出支援、社会参加の促進を図るために、路線バス乗車運賃について、本人及び介護人の乗車運賃を助成するもの	松江市在住で被爆者手帳又は障がい者手帳の交付を受けている者（障がい者手帳所持者にあつては、重度障がいの場合、その介護者を含む。）	対象者の乗車運賃について本人負担分を無料に、及び重度障がい者については介護者分を無料、又は半額とするもの

5	松江市	障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業 （コミュニティバス助成）	障がい者（児）の外出支援、社会参加の促進を図るために、市内路線バスが通らない地域におけるコミュニティバスの運賃（定期券）助成を行う 購入時に障がい者割引で1/2、残りの1/2を市が補助（本人負担なし）	松江市在住で障がい者手帳の交付を受けている者	定期券購入時に障がい者割引で1/2、残りの1/2を市が補助（本人負担なし）
6	浜田市	敬老福祉乗車券交付事業	高齢者等に市内の公共交通機関で利用できる乗車券を販売又は無料交付することで、移動手段の確保や公共交通機関の利用促進を図るもの	(1) 令和7年3月31日時点で70歳以上となる浜田市民	(1) 市内の公共交通機関で利用できる乗車券3,000円分を1,500円で販売（中心部からの距離に応じて上限15冊又は20冊）
				(2) 市内在住者で ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当する者 （ただし、人口透析患者・精神障害通院交通費助成をうけている者は除く）	(2) ア 市内の公共交通機関で利用できる乗車券15,000円分を無料交付（但し、透析患者には通院距離に応じて上乗せ交付） イ 市内の公共交通機関で利用できる乗車券3,000円分を1,500円で販売（中心部からの距離に応じて上限15冊又は20冊）
7	出雲市	障がい者福祉タクシー事業	障がい者及び車いす又はストレッチャーを使用しなければ外出することが困難な者に対して、タクシーを利用する際の利用料金の一部を助成するもの	市内に居住し本人及び配偶者が非課税の者（18歳未満は世帯非課税）又は現に生活保護を受けている者で、以下のいずれかに該当する在宅生活者 ・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい保健福祉手帳1、2級所持者 ・常時、車いす使用、またはストレッチャー使用しなければ外出することが困難な者	1枚につき500円の福祉タクシー券を対象者の該当要件に応じて交付 ・一般用 36枚 ・一般用（視覚障がい1・2級）72枚 ・車いす用 72枚 ・ストレッチャー用 144枚
8	出雲市	出雲市高齢者福祉タクシー事業	自宅から公共交通機関の駅・停留所まで一定の距離があるところに居住する高齢者の生活行動範囲を広げ、生活の利便性向上や社会参加を促進するため、タクシー利用券を交付するもの	対象地区（出雲・平田・湖陵・大社）に居住する70歳以上の高齢者のみの世帯 【要件】 ・自家用車を所有していないこと ・自宅から最寄の駅・バス停まで500m（※）以上距離があること ・住民税非課税世帯 ※県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条に規定する区域に住所を有する場合は、「200m以上」とする。	1枚につき500円のタクシー利用券を、1人当り年間24枚交付
9	益田市	匹見地域福祉タクシー利用助成事業	匹見地域内で通院等のためタクシーを利用する高齢者や重度身体障害者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、住民の福祉の向上と社会参加の促進を図るもの	匹見地域に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者 ・70歳以上の者 ・身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者 ・歩行が困難と市長が認めた者 ・その他市長が認めた者	・利用券は、年間1人48枚交付。 ・利用者は要綱の定めるところにより1回の利用につき440円～1,400円を負担する。 ・助成対象区間は、匹見総合支所、匹見下公民館又は、道川公民館を起点として住所地の属する集落までの間

10	益田市	益田市身体障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業	重度の障がいのある者が社会参加又は通院などのためタクシーを利用する際のタクシー利用料金の一部を助成するもの	市内在住の在宅者で次いずれかに該当する者 ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、等級が1、2級の方 ②療育手帳の交付を受けた方で、区分がAの方 ③精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方で、等級が1級の方 ④特別障害者手当受給者	・タクシー利用券（1枚500円）を1人当たり年間（交付された日の属する年度の4月1日から3月31日まで）24枚交付（※視覚1、2級は36枚）
11	大田市	大田市障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業	重度の身体障害者、重度の知的障害者、あるいは精神障害者が社会参加、通院等のために利用するタクシー利用料金を助成する制度	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～3級の該当者	1枚につき500円のタクシー利用券を1人当たり年間24枚交付
12	安来市	安来市リフト付き乗用車等運行事業	リフト付き乗用車等の利用を補助することにより、重度身体障害者等の日常生活における移動を容易にし、障害者等の自立と社会参加の促進を図る制度	安来市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳を所持する方で、 (1) 障害者総合支援法の規定により、車いす購入費の支給を受けた方 (2) 身体障害者手帳の支給要件が、下肢、体幹、移動または呼吸器機能障害であり、常時車いすが必要と判断される方 (3) 視覚障害1級または2級の方または、安来市内に住所を有し、かつ、戦傷病者特別援護法の規定により車いすの支給を受けた方	申請のあった月から年度末までの月数に応じ、利用券を4枚ずつ（最高48枚）一括で交付。対象者は運賃に応じて下記の額を負担 ・2,000円未満 負担額500円 ・2,000円以上3,000円未満 負担額1,000円 ・3,000円以上4,000円未満 負担額1,500円 ・4,000円以上5,000円未満 負担額2,000円 ・5,000円以上 運賃から3,000円を差し引いた額
13	安来市	安来市高齢者外出支援事業	一般の交通機関を利用することが困難な寝たきり等の高齢者が、リフト付き乗用車を利用して外出する際の負担を軽減することによって、自立と社会参加の促進を図る制度	安来市内に居住する65歳以上の在宅高齢者で、生計を一にする世帯が市県民税非課税世帯であり、かつ、次のいずれかにあてはまる者 (1) 身体上または精神上の著しい障害のため常時臥床している者 (2) 重度の歩行機能障害のため、車椅子等の福祉用具を使用しなければ外出が困難な者 (3) その他市長が必要と認める者	・申請のあった月から、1か月あたり2枚の利用券を交付 ・自宅を起点として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃を片道7,500円を上限に1か月につき2回まで市が負担 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診および入退院 ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加
14	江津市	江津市寝たきり老人及び重度身体障害者等タクシー利用料金助成事業	市内に在住する在宅の寝たきり老人、重度身体障害者、特別障害者手当受給者及び介護保険に基づき要介護に認定された人を対象に、福祉タクシー利用券を交付するもの	市内に在住する在宅の寝たきり老人、重度身体障害者、特別障害者手当受給者及び介護保険に基づき要介護に認定された者	1枚500円の福祉タクシー利用券を年間24枚交付（年度途中の交付については、月割り）
15	江津市	江津市タクシー利用助成事業	高齢者及び運転免許証自主返納者等に対し、タクシー利用助成券を交付することにより、タクシー料金の一部助成を通じてその移動を支援するとともに、公共交通機関の利用の促進を図ることを目的とする。	市の住民基本台帳に記録がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 (1)申請をする日において75歳以上の者 (2)運転免許証の自主返納をした者、又は有効期限切れにより免許の効力を失った者	1枚500円のタクシー利用助成券4枚つづりを1セット（額面2,000円分）とし、これを半額の1,000円で販売（R6に購入できる上限は、6セット）

16	雲南市	雲南市高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業	高齢者や障害者等が利用する市民バスの使用料及びタクシーの運賃の一部を助成することにより、外出の際の移動手段を確保し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する制度 ※障害者手帳による割引（1割）後に利用可能	雲南市民で普通自動車運転免許を持たない方のうち、次のいずれかに該当する方 （1）65歳以上の方 （2）身体障害者手帳、児童養護施設・知的障害児施設などの料金割引証、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、難病の医療受給者証、戦傷病者手帳の交付を受けている方	左記対象者で資格認定申請された方に資格証を交付。資格証の交付を受けている方に、市民バス又は市内タクシー事業者で使用できる優待乗車券を券面額の半額で交付し、使用いただくことで運賃の一部を助成 100円券（10枚1セット）を500円で交付 500円券（10枚1セット）を2,500円で交付
17	雲南市	視覚障害者タクシー利用料金助成事業	公共交通機関の利用が難しい視覚障害者の社会参加を促進するため、タクシーの利用料金を助成する制度 ※障害者手帳による割引（1割）後に利用可能	身体障害者手帳の視覚障害1級または2級に該当し、かつ市内に在宅で生活されている方 （施設入所者は対象外）	交付申請された方に、1枚500円のタクシー利用券を年間20枚交付 ※市内のタクシー事業者のみ
18	雲南市	福祉タクシー利用料金助成事業	高齢者又は重度身体障害者で、外出時にリフト付きタクシー又はストレッチャー付きタクシー若しくは福祉有償運送で行うリフト付き車両又はストレッチャー付き車両を利用する方の利用料金の一部を助成する制度 ※障害者手帳による割引（1割）後に利用可能	市内に在宅で生活されている方で、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方のうち、市が別に定める基準を満たしている方	交付申請された方に、1枚500円のタクシー利用券を下記の枚数交付 車いす対応車用：60枚 ストレッチャー対応車用：120枚
19	奥出雲町	奥出雲町高齢者生活交通サポート事業	自家用車を持たない高齢者等を対象に、町内のバス・タクシー等を利用するときに使える利用券（「生活交通サポート券」）を配布するもの	70歳以上の高齢者で世帯員のいずれもが自家用車を持たない方等	毎年1回、10,000円分の利用券を配布
20	奥出雲町	奥出雲町高齢者タクシー利用助成事業	高齢者生活交通サポート事業の対象者のうち、バスの利用が困難な方を対象に、申請に基づき認定し、タクシー利用金額の一部を町が助成する制度	高齢者生活交通サポート事業の対象者のうち、最寄りのバス停から400m以上離れている方、又は最寄りのバス停まで歩行が困難であることを民生委員が認める方	助成券1枚当たりの助成金額は、利用者の自宅から本町の中心部までの距離に応じたタクシー料金を助成基準額として、次のとおりとする メーター料金 ～2,000円：1/2 ～5,000円：メーター金額-1,000円 （助成基準額超過分は自己負担） 5,000円～：4,400円
21	奥出雲町	奥出雲町外出支援サービス事業	障害者等を対象に一般タクシーを含む福祉車両（福祉タクシー）を無料又は限度額まで負担することで、通院や入院など疾病治療や日常生活に必要な外出の支援を行うもの	・身体障害者手帳1・2級、又は介護保険法の介護度4・5の認定の方で一般の交通機関の利用が困難な方 ・身体障害者手帳1・2級の重度の視覚障害のある方	・委託福祉車両を利用する場合は、無料 ・タクシー会社を利用する場合は、上限額を設けた上で、上限額を超えた場合は利用者負担
22	川本町	川本町介護タクシー利用助成事業	入退院及び通院等のため、リフト付きタクシー又はストレッチャー付きタクシーを利用する高齢者又は重度身体障がい者に対し、経済的な負担の軽減及び健康状態の安定に寄与し、利用者及び家族の福祉増進を図るもの	高齢、身体の障害等で外出することが困難である在宅の要介護認定者等であって以下の全てを満たすもの ①介護保険適用外の入退院、緊急通院 ②町内在宅生活者 ③生活保護法等の支給を受けていない	介護タクシー運賃の1/2 上限10千円/回 片道を1回とし、上限4回/月 年度内上限30千円

23	川本町	川本町腎臓機能障害者通院費助成	腎臓機能障害者に対して、医療機関に通院するための交通費を助成することにより、障害者の生活の安定を図るもの	町内在住で、身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める障害程度等級表の1級に該当する腎臓機能障害を有し、透析療法を受けるため医療機関に通院している方	通院するために利用する交通機関の乗車券購入費の1/4を助成（他制度による福祉措置を受けられる場合はこれを除く）
24	川本町	川本町精神障害者通院費助成	精神障害者に対して通院に要する経費を助成することにより、定期検診を確実に行わせ早期社会復帰を図るもの	町内在住の精神障害者であり、障害者自立支援法第52条に基づく認定を受け、現に通院医療を受けている方	予算の定める範囲内において、交通機関を利用して通院に要した額の1/2を助成（月2回まで） ※上限1万円（1ヶ月あたり）
25	美郷町	福祉タクシー運賃助成事業	医療機関への通院等の手段として、町内の福祉タクシーを利用した際の運賃助成（※利用時に利用登録証の提示が必要）	・車椅子またはストレッチャーを利用しなければ外出できない高齢の方 ・下肢機能障がい、体幹機能障がいまたは視覚障がいのいずれかを有し、車椅子またはストレッチャーを利用しなければ外出できない身体障がいのある方	片道を1回として1ヶ月当り8回以内の利用を限度として、運賃の1/2を助成（上限5,000円/回）
26	美郷町	要介護者のタクシー運賃助成事業	美郷町内のタクシー業者を利用した際の運賃助成（※利用時には介護保険被保険者証の提示が必要）	要介護1～5の認定を受けている方	片道を1回として1ヶ月当り8回以内の利用を限度として、運賃の1割を助成（上限5,000円/回）
27	津和野町	津和野町高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業	重度障害者等の通院及びバス利用が困難な者の通院等に対し日常の利便性の向上を図るために、町内でタクシーを利用するものに料金の一部を助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としているもの	1.身体障害者手帳1種1級、2級所持者 2.1.身体障害者手帳1種1級、2級所持者のうち障害部位が下肢、体幹又は視覚機能障害の者 3.療育手帳Aの所持者 4.介護保険に基づき、要介護4、5に認定された者 5.その他町長が認める者	利用券1枚につき500円 区間は町内
28	隠岐の島町	タクシー利用助成事業	隠岐の島町内に住所があり、かつ一定条件を満たしている世帯に対し、居住地から主要な目的地（隠岐病院）までの距離、料金等を勘案し、助成券を交付するもの	次の①～④のすべてに該当する方が対象 ①隠岐の島町内に住所があり、在宅で生活する方で、運転免許を保有していない方 ②本人及び同居する世帯全員の当該年度の住民税が非課税の方 ③本人及び同居する世帯全員が隠岐の島町の町税等の滞納がない方 ④次のいずれかに該当する方 ・70歳以上の方 ・要介護1以上の認定を受けている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ・日常的に車いすリフト付き車両及びストレッチャー付き車両を利用する必要がある方	タクシー助成券を一世帯につき、対象者の居住地から主要な目的地（隠岐病院）までの距離、料金等を勘案し、申請した日から交付 ・300円又は600円（4～7月60枚、8～11月40枚、12～3月20枚）

2. 妊産婦を対象とした施策

番号	市町村名	事業名	概要	対象者	内容・金額など
1	津和野町	津和野町妊産婦通院サポート事業	町内に出産できる医療機関及び常時開設している小児科がなく近隣自治体で受診しなくてはならない。町内で安心して子どもを産み育てるための支援策の一つとして、妊産婦が、通院手段としてタクシーを利用した場合のタクシー利用料金の一部を助成するもの	津和野町内に住所を有する妊産婦（母子健康手帳の交付を受けてから出産した子の1歳の誕生日の前日までの間）	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者が通院するための移動手段としてタクシーを利用する場合には、事前にタクシー事業者へ予約の上、タクシー利用券（1枚上限18,000円）を乗務員に提出 ・18,000円を超える料金は利用者が支払う ・申請者1人に8枚を交付

3. 運転免許返納者等を対象とした施策

番号	市町村名	事業名	概要	対象者	内容・金額など
1	浜田市	運転免許自主返納等支援事業	運転免許の自主返納者等を対象に、市内の公共交通機関で利用できる乗車券を無料交付することで、移動手段の確保や公共交通機関の利用促進を図るもの	上記（1）の対象者のうち、平成28年7月1日以降に全ての運転免許を自主返納または失効した者（返納年度または失効年度中に70歳以上であった者）	敬老福祉乗車券15,000円分を無料交付（返納又は失効後1回限り）
2	安来市	安来市運転免許証自主返納支援事業	運転に不安を感じているドライバーによる運転免許証の自主返納を支援し、自主返納に対する心理的な負担を緩和することにより、交通事故を防止する	安来市内に住所があり、平成31年4月以降に所有する運転免許証を自主返納したもの	申請日から安来市広域生活バスの定期券を1年分、減免証明書を無料で交付する（定期券交付は1人1回限り）
3	雲南市	雲南市高齢者等運転免許証自主返納支援事業	高齢者等による交通事故の減少と安心、安全な交通社会の実現を図ることを目的に、高齢者等で運転免許証を自主返納する方を支援する制度	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、有効期間内のすべての運転免許を自主的に返納し、運転免許証の取消の日から起算して2年以内の方に1回限り (1) 65歳以上の方 (2) 身体障害者手帳、児童福祉施設の料金割引証、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定医療費受給者証、戦傷病者手帳の交付を受けている方	総額20,000円以内で下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・優待乗車券（8,000円以上） ・市内温浴施設の利用回数券（12,000円以内）
4	奥出雲町	奥出雲町高齢者運転免許証自主返納支援事業	運転免許を自主返納された方で、申請時に満65歳以上の方を対象に生活交通サポート券の配布を行うもの	運転免許を自主返納された方で、申請時に満65歳以上の方	運転免許を自主返納してから5年を経過するまでの5回に限り、1回につき20,000円分の利用券を配布
5	飯南町	飯南町外出支援タクシー助成事業	運転免許を持たない者を助成対象者とし、町内でのタクシー利用に対し、運賃の半額を助成する	飯南町民で、 ①18歳以上 ②運転免許を持たない ③町税等公共料金に滞納がないを満たす者	運賃の半額を助成 ①当該年度内に24回以内 ②町内での利用に限る
6	飯南町	飯南町運転免許自主返納者外出支援タクシー助成事業	令和2年4月1日（制度施行）以降に運転免許を自主返納した者を助成対象者とし、町内でのタクシー利用に対し、優待乗車券20,000円分を助成する	飯南町民で、 ①運転免許を自主返納した ②町税等公共料金に滞納がないを満たす者	20,000円分の優待乗車券を発行（@500円×40枚） ①発行から3年以内で有効 ②町内での利用に限る

7	川本町	川本町タクシー利用助成事業	対象地区に住み、要件を満たす方を対象として、タクシー利用金額の一部を町が助成する制度	対象地区（畑野、田水、芋畑、笹畑、日向、川内、小谷、馬野原、多田、久座仁、木路原） ①運転免許証を所持していない ②世帯で自動車を保有していない ③世帯で自動車を保有しているが、やむを得ず自動車の利用ができない ※3点のいずれかにあてはまる方が対象となる	タクシーのメーター金額に応じて、下記のとおり助成 ～2,000円：1/2 ～5,000円：メーター金額から1,000円を差し引いた額 5,000円～：4,000円
8	川本町	高齢者等フリーパス事業	運転免許証を自主返納された全ての方が移動手段を確保し、外出しやすい仕組みづくりを目的としたもの	町内在住で、居住している運転免許証を自主返納した方	川本町スクールバスが原則無料で乗れるフリーパスの交付
9	美郷町	高齢者運転免許自主返納支援事業	運転免許を自主返納した際、バスまたはタクシーの利用券を交付する（交付は最大2回）	美郷町内に住所を有する65歳以上の者（返納時点での年齢）	バス・タクシーいずれかの利用券 20,000円分×2回
10	邑南町	邑南町タクシー利用助成事業	町内の公共交通機関を利用することが困難な者に対してタクシー料金の一部を助成することにより、生活に必要な交通手段を確保を支援するもの	①助成利用可能な居住地区に住所があり、実際に居住している ②運転免許を所有していない ③助成対象時間に自家用車等を使用できない ④上記①②③に該当しないが、助成対象とすべき特別な事情がある場合 ⑤町税等に滞納がない	・対象者は助成利用可能範囲内を乗車1回につき810円（定額）で、タクシーを利用可能（要予約） ・町はタクシー事業者にかかった経費から810円/回を差し引いた金額を支払い
11	吉賀町	吉賀町高齢者運転免許自主返納支援事業	安全・安心な交通社会の実現を図ることを目的とし、運転免許を自主返納した高齢者に対し、路線バスの年間利用券を交付するもの	町内に住所を有する運転免許を自主返納した高齢者	町内事業者が運行する生活路線バスを利用した場合に使用できる年間利用券を交付。利用者負担金はなく、有効期限は1年間 更新はなし ただし、吉賀町外まで運行区域とする路線については、町内の区間のみ利用対象とする
12	隠岐の島町	高齢者運転免許自主返納支援事業	高齢者が運転免許を自主返納又は失効するにあたり、公共交通機関の回数券等を交付することにより、運転免許の自主返納等を促進し、高齢ドライバーの交通事故を抑制するとともに、公共交通機関の利用促進を図るもの	次の①及び②に該当する方 ①隠岐の島町の住民基本台帳に記録されている者で、運転免許の自主返納又は失効した日に満70歳以上の者 ②平成29年4月1日以降に運転免許を自主返納又は失効した方	町内で運行する公共交通機関（バス・タクシー）の回数券を21,000円以内で1回限り交付 【回数券の種類】 ・路線バスの回数券（100円券） ・町営バスの回数券（300円券） ・タクシーの回数券（300円券）

4. 生活交通の確保に向けた施策

番号	市町村名	事業名	概要	対象者	内容・金額など
1	浜田市	コミュニティワゴン運送支援事業	地域において公共交通空白地有償運送や自治会等無償運送を実施する自治会やNPO法人などを支援するもの	自治会やNPO法人など	(1)車両の維持管理に係る費用 (2)運転手の講習受講に要する経費 10/10補助 公共交通空白地有償運送 上限350千円 自治会等無償運送 上限250千円
2	浜田市	あいのりタクシー等運行支援事業	市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業（通称：あいのりタクシー等）に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助するもの	地区まちづくり推進委員会	貸切運送料金（片道分）から次のいずれが多い方の額を差し引いた額（補助率：10/10） (1)利用者数×地区まちづくり推進委員会が定める利用者負担額（片道） (2)利用者数×市が設定する基準額（片道） 上限額 800千円
3	安来市	生活交通ネットワーク再編事業	公共交通空白地域において、有償運送や自治会輸送を実施する自治会やNPO法人などを支援するもの	自治会やNPO法人など	公共交通空白地域でのデマンド交通運行に対し、必要な車両や経費を負担する（10/10補助） ・車両を貸与し、修繕費や保険料は市が負担 ・運行に係る燃料費は運行者負担（自治会輸送分） ・公共交通空白地有償運送の場合は、運転手への報酬を負担
4	江津市	長谷地域相乗りタクシー事業	長谷地区の住民が桜江町中心地へタクシーを利用して移動する際に、1人あたり500円の負担で利用できる制度	長谷地区の住民	火曜日と木曜日で長谷地区～桜江町中心部を1往復運行するタクシーを利用する際に、住民の負担料金を片道500円とする メーター料金と住民負担の差額は、市が負担する
5	美郷町	有償運送運営補助金	地域において公共交通空白地有償運送を実施する自治会やNPO法人などを支援するもの	町内の有償運送運行者	①運行補助対象経費 10/10補助 ※上限200万円 ②車両購入（更新）補助 10/10補助 ※上限350万円
6	美郷町	タクシー利用助成事業	①町内を運行する公共交通機関の利用が困難な地域に居住する住民に対し、タクシー料金の一部を助成 ②新型コロナウイルスワクチン接種を希望し、町内の接種医療機関までの移動が困難な住民を対象に利用料金の一部を助成	①自家用車での移動が困難な者 ②公共交通の利用が難しく、タクシーが唯一の移動手段であること	タクシーのメーター金額に応じ利用者負担（片道400円）の残額を町が助成
7	美郷町	公共交通運賃助成事業	町内の公共交通の運賃助成をすることで、移動手段の確保や公共交通機関の利用促進を図るもの	①町民 ②中学生以下の者（住所要件無し）	①路線バス町内区間 一律200円 ②路線バス町内区間 無料
8	邑南町	邑南町公共交通空白地輸送運行経費補助金	町内で公共交通空白地有償運送を実施するNPO法人等を支援するもの	NPO法人等	補助金の額は、公共交通空白地有償運送の運行に要した経費に相当する額とする。ただし、運行欠損額を上限とする

9	吉賀町	吉賀町長瀬地域交通対策事業補助金	長瀬地区住民の交通機関の確保を図ることを目的に、長瀬地域愛郷会が実施する事業（乗用タクシーの手配・利用）に要する経費について、補助金を交付するもの	長瀬地区振興会 (金山谷・河津地区の住民)	長瀬愛郷会が実施する、長瀬地域交通対策事業に要する経費（乗用タクシーの手配・利用にかかる経費の補助） 利用負担金：片道500円 ※予算の範囲内とする（1週間当たり、3日往復。（1往復当たり5,000円））
10	吉賀町	吉賀町タクシー助成事業	地域公共交通の相互連携による利便性・効率性の向上を目的とし、特定の地域に居住する高齢者に対しタクシー助成券を交付するもの	下記の要件を満たす65歳以上の高齢者 ①町内に住所を有すること ②立河内・幸地及び大野原・木部谷に居住していること ③運転免許非保有であること	町内事業者が運行するタクシーを利用した場合に利用できるタクシー助成券を交付 交付枚数は立河内・幸地地域は5,000円/月、大野原・木部谷地域は8,000円/月 利用者負担は1回の利用につき、最低300円を支払う 吉賀町内の乗降に限り助成券が利用可能

5. バス停の整備に対する支援

番号	市町村名	事業名	概要	対象者	内容・金額など
1	松江市	松江市バス停上屋等整備事業費補助金	バスの待合環境を整備し、バスの利用促進を図ることを目的とし、バス停に上屋又はベンチを設置し、又は修繕する町内会・自治会を支援するもの	町内会・自治会	上屋又はベンチの整備費の2/3の額又は50万円のいずれか低い額

※ 市町村主体のバス・乗合タクシーの運行及び通学費に係る助成を除く。